

互助会途中解約

「手数料は無効」

冠婚葬祭巡り地裁判決

結婚式や葬儀の費用を積み立てる互助会契約を途中解約した場合、手数料を取るの違法として、消費者団体が冠婚葬祭会社「セレマ」（京都市）に契約条項の差し止めなどを求めた訴訟の判決で京都地裁は13日、ほぼすべての手数料条項を無効と判断、請求を認めた。会社側は業界団体「全

日本冠婚葬祭互助協会」

が定めた標準条項に基づいており、適法と主張したが、滝華聡之裁判長は標準条項について「解約手数料を算定する根拠が具体的に明らかになっていない」と指摘した。

原告は「京都消費者契約ネットワーク」。互助会の解約手数料を無効とする判決は初めて。